

福岡県公報

平成31年1月25日
第4062号

目次

告示(第31号-第41号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○道路の区域の決定	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
公 告		
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(保護・援護課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○地域森林計画の公表	(農山漁村振興課)	5
○地域森林計画の変更の公表	(農山漁村振興課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	9
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	11
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	11

告 示

福岡県告示第31号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成24年3月福岡県告示第573号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福井川3	宮若市脇田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
福井川4	宮若市脇田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第32号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第574号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
福井川3	宮若市脇田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
福井川4	宮若市脇田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第33号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福井川3	宮若市脇田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
福井川4	宮若市脇田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第34号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代2月号	雑誌15183-02	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年1月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	瀬高線 久留米	久留米市荒木町荒木1753番3先から 久留米市荒木町荒木6200番先まで

福岡県告示第36号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
田川郡添田町大字落合字向ノ山1996の5（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	-----------	-----	--------	------------------	------------------

直方	県道	直方 北九州線 自転車道	直方市溝堀一丁目4677番1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧304番1先 まで	4.0 ～ 4.0	7,680.0
----	----	--------------------	---	-----------------	---------

福岡県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	長尾 稗田線 平島	前	行橋市泉中央八丁目286番 1先から 行橋市泉中央七丁目240番 1先まで	5.0 ～ 44.0	203.0
			前	行橋市泉中央八丁目286番 1先から 行橋市泉中央七丁目240番 1先まで	10.0 ～ 24.0	179.0
			後	行橋市泉中央八丁目286番 1先から 行橋市泉中央七丁目240番 1先まで	10.0 ～ 24.0	179.0

福岡県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	大久保 行 橋 線	前	行橋市大字下稗田481番1 先から 行橋市大字下稗田508番1 先まで	5.5 ～ 6.4	55.0
			後	行橋市大字下稗田481番1 先から 行橋市大字下稗田508番1 先まで	5.5 ～ 13.0	

福岡県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市矢部村北矢部7911 番1先から 八女市矢部村北矢部7905 番7先まで	17.0 ～ 59.0	182.0
			後	八女市矢部村北矢部7911 番1先から 八女市矢部村北矢部7905 番7先まで	20.6 ～ 59.0	

福岡県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年1月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	442号	八女市矢部村北矢部7911番1先から 八女市矢部村北矢部7905番7先まで

公 告

公告

生活困窮者自立支援法及び生活困窮者自立支援法施行規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間並びに「不利益処分」に係る処分基準の設定について、次のとおり意見を募集します。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成31年1月11日から平成31年2月12日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/konkyu-shinsakijyun.html>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオンモール福津
 - 所在地 福津市日蔭野六丁目16番地1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオンモール福津
 - 所在地 福津市日蔭野六丁目16番地1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成30年12月28日付けで地域森林計画を立てたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 森林計画区の名称
筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市

、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円）

- 縦覧場所
福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所
- 縦覧期間
平成31年1月25日から
- 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果
意見なし

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成30年12月28日付けで地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 森林計画区の名称
 - 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡の各一円）
 - 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）
- 縦覧場所
 - 福岡地域森林計画の変更計画
福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所
 - 遠賀川地域森林計画の変更計画
福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所
- 縦覧期間

平成31年1月25日から

4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（平成30年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成30年12月20日から 平成31年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間

岡垣町（一部）

平成30年11月7日から
平成31年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

2級基準点測量 1km

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区一円	平成30年8月31日から 平成30年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、朝倉市、うきは市、東峰村	平成30年10月24日から 平成31年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区西部	平成30年11月10日から 平成31年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道善・恵子土地区画整理準備組合から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量及び現況測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
那珂川市道善の一部、恵子の一部	平成30年12月10日から 平成31年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ

り、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
小郡市（一部）	平成30年12月10日から 平成31年3月9日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区白野江ほか	平成30年12月12日から 平成31年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成30年12月17日から 平成31年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成30年12月17日から 平成31年3月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所九州北部豪雨復興出張所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級・3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県朝倉市杷木松末地区	平成30年12月20日から 平成31年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（出来形確認測量（1工区））
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字若江、大字筑紫の各一部	平成31年1月15日から 平成31年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成30年11月13日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区中央一丁目ほか	平成30年12月19日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区西部	平成30年10月19日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区奥田1丁目	平成30年11月16日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
筑紫野市東町土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成30年1月12日から平成31年10月31日まで
- 3 施行地区
筑紫野市二日市南四丁目の一部
- 4 事務所の所在地
筑紫野市紫七丁目7番5号
- 5 設立認可の年月日
平成29年12月25日
- 6 変更認可の年月日
平成31年1月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市上西郷字ヒヤクドウ1025番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市稲元三丁目2番33-505号
柴田 裕介 柴田 愉香里

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市行事八丁目153番17、153番18及び666番1から666番24まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
行橋市行事八丁目8-10
株式会社エム・ビー・アイ
代表取締役 松尾 真也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市宰府五丁目803番1、803番4から803番18まで及び4936番3から4936番5まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市早良区原五丁目14番22号

株式会社秀建

代表取締役 栗原 秀利

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市武蔵二丁目343番2から343番4まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市上古賀四丁目15番12号（シャーマゾンハイジC101号）
百武 稔郎 百武 加奈子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大川市大字小保字下七田273番から276番まで、277番1、278番1、279番1、279番3、279番4、281番1、281番7、282番1、282番6、282番7、283番1、283番6、294番2及び294番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大川市大字鬼古賀523番地1

エイシニアセット株式会社

代表取締役 田原 英行

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
生徒実習用パソコン等賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年11月29日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
富士通リース株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
84,773,952円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(a)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成31年1月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年11月28日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NTTファイナンス株式会社九州支店
住所
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
37,550,304円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(a)に該当